



# ぐんまの水環境

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-237-5111

住所 〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-9-16 FAX 027-237-5259

## 「尾瀬」を守る浄化槽

群馬県・福島県・新潟県・栃木県にまたがる尾瀬国立公園。その中心となるのが「尾瀬ヶ原」と「尾瀬沼」です。6月は「ミズバショウ」、7月には「ニッコウキスゲ」が咲き、秋には湿原が紅葉する「草紅葉」で有名です。今回は、尾瀬と浄化槽の関係についてです。

尾瀬国立公園には公衆トイレが18か所設置されています。そのうち、特別保護地区内には10か所のトイレがあります。その多くが合併処理浄化槽で汚水を浄化しています。

尾瀬の水環境を浄化槽が守っているといえます。

### (1) 尾瀬のトイレ



大勢の登山者で混雑する現在の尾瀬の公衆トイレ  
(山ノ鼻公衆トイレ・群馬県設置)

昭和24年にNHKラジオで「夏の思い出」が放送され、尾瀬が全国的に有名になりました。

昭和30年代に入ると尾瀬がブームとなり、大勢の人が訪れるようになりました。

最初の頃は、公衆トイレも汲み取り式でしたが、登山客の水洗化への要望もあり、単独処理浄化槽による水洗化がはかられました。しかし、単独処理浄化槽は浄化能力に限界があります。

また、山小屋などからの雑排水（食器を洗った水やお風呂の排水など）も湿原や尾瀬沼に流れ込み環境を悪化させていきました。山小屋では食事のメニューや調理方法などを工夫したり、お風呂の休止日を設けたりしましたが、抜本的な解決策にはなりませんでした。

昭和60年代以降、特別保護地区内の尾瀬沼ビジターセンターをはじめとして、主な公衆トイレや山小屋に、トイレからの汚水と併せて雑排水も処理することができる合併処理浄化槽の設置がすすめられました。

群馬県内では「鳩待峠」「山ノ鼻」「竜宮」「大清水」「三平下」の公衆トイレに合併処理浄化槽が設置されています。

また、環境への影響をさらに小さくするため、各山小屋では、入浴時の石けんやシャンプーの使用禁止を呼びかけています。

貴重な尾瀬の環境を守るには、尾瀬を訪れる皆さんの協力も不可欠です。

公衆トイレに設置されている合併処理浄化槽  
(山ノ鼻公衆トイレの裏)



裏面にも情報があります



## (2) 尾瀬の浄化槽

尾瀬に設置されている浄化槽は、自動車で行けないところに設置されているものが多くあります。そのため、様々な工夫をして私たちが使っている浄化槽と同様に、

**浄化槽法で決められた「保守点検」、「清掃」、「法定検査」**を実施しています。

**保守点検** 専門の保守点検業者が定期的に<sup>(\*)</sup>各浄化槽を巡回して点検しています。<sup>(\*)</sup> 浄化槽の大きさ等により点検回数が決められています。大型の浄化槽は点検回数が多くなります。

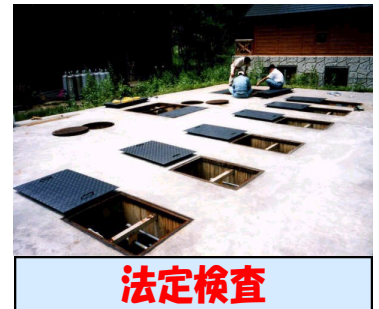
**清 掃** 浄化槽に貯まった汚泥を年に1回以上ヘリコプター等で尾瀬の外に運び出して処理します。

**法定検査** 当事業団の職員が年に1回尾瀬に行って法定検査を実施しています。



**保守点検**

尾瀬ヶ原などのバキューム車が使えない場所では、浄化槽にたまった汚泥をポンプや手作業でくみ出します。その後、脱水・乾燥したり、一部はそのまま専用の容器に入れてヘリコプターなどでふもとまで運びます。特に、公衆トイレは大勢の人が利用するので、年に数回の清掃が必要になります。



**法定検査**

**清 掃**



尾瀬には1週間に2回行きます。うち1回は山小屋に泊まるので、週に3日尾瀬で仕事をしています。この3日間で担当している浄化槽を点検します。保守点検に使う道具は山小屋などに預かってもらっていますが、消毒薬などの消耗品は、必要の都度運びます。

年に1回、尾瀬の浄化槽を検査します。現地では保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能に異常がないことを書類や浄化槽を見て確認します。現場検査の後は、放流水を事務所に持ち帰り、BOD<sup>(\*)</sup>の検査を行い、水質に異常がないことを確認します。

<sup>(\*)</sup> BOD（生物化学的酸素要求量）  
：河川水や排水などの汚れの程度を示す数値

### 尾瀬の公衆トイレを利用する方へ (公益財団法人 尾瀬保護財団からのお願い)

尾瀬は山岳地帯であるため、浄化槽の維持管理にたくさんの費用がかかります。また、トイレットペーパーなどの消耗品も必要となります。このため、トイレを利用する方から1回100円の協力金をいただき、トイレットチップ制を実施しています。(尾瀬の一部には有料トイレもあります。)  
尾瀬の環境を守るため、皆さんの御協力をお願いいたします。



本紙は群馬県尾瀬保全推進室及び公益財団法人尾瀬保護財団からいただいた資料をもとに作成しました。また、本紙に掲載した写真は「尾瀬を守るしくみ」(群馬県尾瀬保全推進室発行)から抜粋させていただきました。(保守点検と法定検査の写真を除く。)  
出典として記載させていただくとともに厚く御礼申し上げます。

### … 浄化槽についてのお問い合わせ先 …

- 浄化槽全般に関すること
  - ・ 群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 (電話 027-226-2853)
  - または、お住まいの地区を管轄する環境事務所 (環境森林事務所)
  - ・ 前橋市役所 西部清掃事務所 (電話 027-253-1009) (補助金については水道局下水道整備課 898-3074)
  - ・ 高崎市役所 一般廃棄物対策課 (電話 027-321-1253) (補助金についても同じ)
- 合併処理浄化槽へ設置替える際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること
  - 一般社団法人 群馬県浄化槽協会 (電話 027-251-0325)
  - 一般社団法人 群馬県環境保全協会 (電話 027-210-2333)
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 (電話 027-237-5111)